

2021（令和3）年度 第1回檀原市人権審議会会議録

日 時：2021（令和3）年11月12日（金） 午前10時00分～11時45分

場 所：大和信用金庫八木支店 3階 第1会議室

出席委員：今井 りか委員、上田 剛委員、大越 克也委員、奥田 茂委員、加護 善三委員、
葛井 潔委員、小西 満洲男委員、島本 太香子委員、谷井 宰委員、鄭 順子委員、
寺前 耕一委員、友金 裕雅委員、野島 佳枝委員、松本 初代委員、
森田 英嗣委員、矢追 もと委員（16名）

欠席委員：堀 智晴委員、森 昌彦委員、吉岡 眞委員、吉田 浩巳委員（4名）

出席者：亀田市長、深田教育長、藤井市民活動部長、河野市民活動部副部長、
永長企画政策課長補佐、藤井人事課補佐、五月女地域振興課長、岸本市民窓口課長、
田中飛騨コミュニティセンター所長、高井大久保コミュニティセンター所長、
上田福祉総務課長、森本障がい福祉課長、北場地域包括支援課長、門長健康増進課長、
日和子育て支援課長、上島こども未来課長、吉住学校教育課長、安達人権教育課長補佐、
吉田社会教育課長

事務局：辻本人権政策課長、中谷人権政策課長補佐、小西主査、大口人権政策課指導員

傍聴者：1名

議 題：

- ・「2021（令和3）年度版 檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画（案）」について

（司会）

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

委員から檀原市が今年3月に「部落差別の解消の推進に関する条例」を施行したことについて、御礼を述べたいとの申し出があり、開会の前にお話しさせていただきます。

（委員）

条例施行の御礼と若干の意見を申し上げます。

コロナ禍で皆さんへの御礼が大変遅れましたが、今年3月31日、檀原市「部落差別の解消の推進に関する条例」がスタートしました。審議会委員皆さんには昨年来から、私どもへのご理解と側面か

らのご協力を賜り、誠にありがとうございました。お礼申し上げます。

条例策定は私どもが市に対し要望をしたもので、榎原市は他市に先んじて施行いただきました。この条例は11条からなるもので、窓口である人権政策課と幾度となく議論を交わしました。私たちは先に成立した国の法律理念や県の条例を大切にしながら、より身近に法の趣旨を市民に周知し、他の市町村と連携ができる条例とするため取り組みました。施行には様々な生みの苦しみもありました。例えば、私どもには不慣れな条例用語の使い方や他の法令との整合性、また市議会議員には、国の「同和対策特別措置法」、そして後に引き継がれた「地対財特法」が1997年に失効したなか、この榎原市条例は必要か、などという内容のご意見もありました。先に触れたように、国は2016年12月成立の法律で今もなお、部落差別は存在しているという見解を示しています。私はそんな一部の議員さんを残念に思っておりました。

そのような中、ご理解と政治判断をいただいた市長をはじめ、多くの市議会議員の皆さんに感謝を申し上げます。私は市民の一人として、人権の先進市榎原に住まいができ誇りにさえ思っています。ありがとうございました。このうえは、この条例をより具現化するための施策を人権政策課を中心にお願い申し上げる次第でございます。

また、部落差別だけではなく、あらゆる人権問題については、国連が2015年9月に採択した「持続可能な開発のためのアジェンダ」すなわち実施すべき計画があります。そこに含まれる「SDGs」の17の目標・169のターゲットはすべて人権がベースとなっています。「誰一人取り残さない」取り組みと、今後の市の予算措置を委員皆さんに賛同を求めるものであります。

最後になりますが、この条例は罰則を伴うものではありません。また、私たちもそれを望んでいる訳ではありません。市民一人ひとりがこの条例を大切に差別のない社会を創ってゆきたいと考えております。21世紀は人権の世紀と言われて21年、委員皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げ、御礼と意見とさせていただきます。以上です。

(司会)

それでは、令和3年度第1回人権審議会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方には公私ご多用のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。本日の進行を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願い致します。

まず最初に、委員の皆様をご紹介いたします。お手元にあります名簿順にご紹介させていただきますが、役職は省略させていただきますのでご了承ください。

今井 りか委員です。新たに本年2月24日付けて就任されました。

上田 剛委員です。

大越 克也委員です。

奥田 茂委員です。

加護 善三委員です。

葛井 潔委員です。

小西 満洲男委員です。

島本 太香子委員です。新たに昨年12月1日付けて就任されました。

谷井 宰委員です。新たに本年2月24日付けて就任されました。

鄭 順子委員です。

寺前 耕一委員です。

友金 裕雅委員です。

野島 佳枝委員です。

堀 智晴委員です。新たに本年6月2日付け就任されました。本日は所用により欠席されています。

松本 初代委員です。

森 昌彦委員です。新たに昨年12月1日付けで就任されました。本日は所用により欠席されています。

森田 英嗣委員です。

矢追 もと委員です。新たに本年2月24日付けで就任されました。

吉岡 眞委員です。新たに本年9月13日付けで就任されました。本日は所用により欠席されています。

吉田 浩巳委員です。新たに昨年12月1日付けで就任されました。本日は所用により欠席されています。

本日は市側より、市長をはじめ教育長及び檀原市人権問題啓発推進本部企画委員会の関係課長も出席しております。

それではここで、人権審議会の開会にあたり、檀原市長よりご挨拶申し上げます。

(市長)

皆さま、改めましておはようございます。ご紹介いただきました、檀原市長でございます。

まずは皆さま、大変お忙しい中、人権審議会にご出席賜っていただいていますことにまずは心からお礼申し上げます。そして、会長、副会長はじめ委員の皆様方には平素から檀原市における人権行政に、ご理解ご協力いただいていることに重ねて御礼申し上げます。

コロナ禍ということで、事務局からもありましたように換気をしながら会議ということで、窓際の方寒いようでしたら事務局の方へ伝えていただいたら、対応させていただきたいと思えます。コロナの感染拡大対策にもご協力いただいていますことに、心から感謝申し上げます。

さて、ご案内の通りですが、コロナウイルス第5波と言われ、今までになく、感染者が大変増加しました。皆様方のご協力のもとに最近ではかなり新規の感染者が全国的にも減ってきている状況になっています。これは市民の皆さま方も、感染拡大に対する積極的な取り組みの成果であると平素から感謝申し上げます。

完全に収束を迎えたわけではなく、引き続き感染対策等十分に取りながら、いろいろなところに非常に大きなダメージを与えているコロナウイルスでございますので、なかなか収束の見通しがききませんが、それに向けてしっかりと頑張っていきたいと思っておる次第でございます。

ただ、残念なことに、このコロナウイルスに関しても、非常に人権侵害的な案件が、見受けられました。何かの折にお話したかも分かりませんが、当然医療従事者やその家族、または感染した方やその家族、などに対して誹謗中傷したり、所在を確認しに行ったり、とにかく雇った人、それに関わっている人があたかも悪いという間違った認識が広がって大変悲しい色々な話題を耳にすることが多

かったです。こういった事も、平素から皆さまにお世話になっていますが、人権に関する啓発、教育そういった正しい知識をしっかりと広く伝えていくということが、大変大切だと改めて認識しています。今言ったコロナに関することで生活様式が変わったり、行動が制限され外出の自粛によってDVが増えたと聞いています。どこにぶついたらいいのかというストレスがそういった事につながる、あってはならないんですが。コロナに関する事象があったことに関してしっかりと啓発をしながら、こういうことが起こらないように我々もしっかりと頑張っていかなければと思います。

また、冒頭、我々にはもったいないようなご挨拶をいただきました。この3月に部落差別解消に関する条例を、県下12市の中でもトップで制定させていただきました。その際にも人権審議会の皆様にも制定に関してご尽力いただきました。

長きにわたって条例制定に向けて、ご尽力されました方々に対して、改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。条例の制定がゴールではありません。制定をさせていただいたのは大変意義深かったことと思いますが、この先、きちっといろんな形で実践をしていくというふうに変えていかなければと考えています。それをこの3月に大きな節目を迎えさせていただき、これからまたしっかりと頑張っ取り組みを進めていかなければと思います。

今日は、檀原市の「人権施策に関する事業の実施報告並びに実施計画」についていろいろご審議いただくということになっています。

いろいろな意見をいただきながら、いただいたご意見を踏まえて豊かな人権文化に満ちた社会をとすることをしっかりと確立する方向へ向けていきたいなと思っております。とにかく人権という私も勉強不足で皆様に教えていただかなければいけません、様々なところに人権というベースがそこにあるんだと常々それを意識しながらやっていかなければいけない。お互いに尊重しながら、支え合いながら、例えば檀原市なら檀原市を良くしていくという、そんなふうに必要な意識を共にするという、人権問題にあるいは人権活動に積極的に取り組む檀原市と言われるぐらいにしっかりと取り組んでまいりたい。

私も市長という立場で、先頭に立って頑張りたいというふうな決意を申し上げながら、今日は皆さま方に、限られた時間ではございますが、色々なご意見を賜ればというように思います。

引き続きご指導、ご鞭撻を賜るようあるいは、色々なご意見を賜りますように申し上げて、ご挨拶とかえさせていただきます。どうぞこれからもよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

(司会)

尚、市長につきましては、公務のため、ここで退席させていただきますので、ご了承ください。

《市長退出》

では次に、本配布しております資料等について確認をお願い致します。

- ・本審議会次第
- ・(資料1)「檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画(案)」
- ・「檀原市人権審議会委員名簿」

・「檀原市部落差別の解消の推進に関する条例」チラシ

以上でございます。なお、資料の不足や乱丁等ございましたら、お申し付けください。

本日の出席16名、欠席4名でございますので、「檀原市人権審議会規則第5条第2項」に基づき、「出席者過半数により、本審議会が成立する」ことを申し上げ、ただ今から令和3年度第1回人権審議会を開会いたします。

また、今回も「檀原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱」に従い、本審議会及び会議録を公開させていただいてよろしいでしょうか。

(『異議なし』の声)

「異議なし」ということで、公開をさせていただきます。

また、本審議会は会議録を作成するため音声を録音させていただいております。

本日傍聴希望の方が、おられます。許可してよろしいでしょうか。

(『異議なし』の声)

「異議なし」ということで、許可します。

《傍聴人入場》

続きまして、10月11日付けで会長、副会長の選出について書面表決をお願いしていた件につきまして、事務局から報告いたします。

(事務局)

書面表決について報告いたします。

人権審議会委員の皆様の任期は2年となっております。昨年11月の任期満了に伴い、12月1日付けで改めて委嘱させていただいております。今回は委嘱後最初の会議となりますので、本来であればここで会長副会長の選出を行うべきところでありました。しかしながら、今回は、新型コロナウイルス感染症の拡大により本日の会議が開催できなくなる場合のことも想定し、予め会長及び副会長を書面表決にて選出いただくという手続きをさせていただきました。

事務局からの案として、会長に森田英嗣委員、副会長に葛井潔委員を提案させていただきました。書面決議の結果、決議書をいただいた数19、承認するが19、承認しないが0となりましたので、森田英嗣委員に会長を、葛井潔委員に副会長をお願いすることになりましたのでご報告させていただきます。

事務局からの報告は以上となります。

(司会)

それでは、これより案件に入りますので、檀原市人権審議会規則第5条第1項により、「会長が会議

を招集し、その議長となる」と規定されておりますので、以降の進行は、会長にお願いいたします。

(会長)

皆様改めておはようございます。

会長に任命いただきました。どうぞよろしく申し上げます。微力でございますが、皆さまのご協力で益々この会議を有意義なものとしていきたいと思っております。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは本日の議題に入らせていただきます。

先程、市長さんの方からもありましたけども、新型コロナウイルスの感染症は現在一段落していますが、様々な形で私たちの社会を揺さぶりました。こうした中で私たちの人権感覚も大いに試されていると思います。この機会に社会のゆるぎない原理としての人権を再認識し、より一層人権文化の根付いた社会の実現に向けて取り組んでいくようにしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議題に入らせていただきます。本日の案件「榎原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画(案)」につきまして事務局からご報告願いたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

《事務局より説明》

(会長)

改訂されたところを中心に、ご紹介していただいたところです。

資料については事前に委員の皆さんには配布させていただいているので、お目通しもいただいているのかなと思いますが、まず15ページまでの前段の部分について、委員の皆様のご意見・質問も含めて賜りたいと思います。

たくさん委員にご発言していただきたいと考えておりますので、ご協力どうぞよろしくお願い申し上げます。それではどなたでも結構ですので挙手していただければありがたいです。いかがでしょうか。

(委員)

9ページの社会的包摂への対応の部分、昨年度の文章から変えられた理由なども今、お伺いできたんですが、昨年度はこども食堂の文言、民間団体などとの連携で一応市の取組ではないけど民間団体さんと連携するなかでそういった支援の取組を後押しするような文章だったと思いますが、今回のことについては、安心して過ごせる場所を提供して、というような文言と最後に全庁的な取組のなかで検討していきますということで、特に連携については書かれてないように感じます。今まで通り、連携という形を取り続けながらも全庁的に何か市としても場所をつくろうという考えなのか、少しはつきりしなかったのがその点をお伺いしたいと思っています。

それとヤングケアラーの問題が昨年度から耳にされるようになりました。今までもきちんと問題としてあったと思いますが、そういう言葉が出来たことで、皆さんが問題意識を持たれる機会が多くなったと思いますが、そういった事がここには書かれていなかったかと思っています。

私は社会的包摂の対応、こども食堂とか居場所づくりと少し話が変わってしまうんですが、ヤング

ケアラーの問題もどこかに入っているのかなと思っていましたので、入るとしたらどういった項目のところで、検討していただけるのかということもお聞きしたいと思います。

外国人の問題にも少し関わってまして、私は小児科へ子どもを連れて通院した時に、外国人のお母様とおばあ様が小さいお子さんを連れて通院されている場面を見たことがありまして、小学校高学年ぐらいのお兄ちゃんが看護師さんとのやり取りをする、小さい子どもさんの症状を伝えてあげるみたいなことがあったんですね。そういった場面が日常的に外国人の方はたくさんおありなのかなあと思いました。そういった外国人の方もヤングケアラーといった形で、もしかしたら認識されるのではと思いますので、行政の方にもそういった事も含めて考えていただきたいと思うので、こども食堂、民間団体さんと連携、行政として何か居場所をつくるのかということとヤングケアラーの問題をどのように考えているのかを教えてください。

(会長)

一問一答もいいのですが、関連するご質問があればご発言をお願いします。

事務局の方、大きく2つ質問があったと思いますがこれについてお考えを聞かせてください。社会的包摂は世界的な一つのテーマになっていますところですね。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。ただ今の質問にお答えします。

社会的包摂の中での子どもの居場所ということで大変貴重なご意見をいただいているところと思います。市といたしましても、やはり民間団体の皆様と意見を交わしながら進めていくのは基本的なことだと思っております。

ご意見等いただきましたら、真摯に向き合っていくことが行政として基本的立場だと考えています。そして市として社会的な貧困の中、子どもさんの居場所づくりといたしましては、私の考えの中では、やはり幼稚園のこども園化、これも一つだと思います。やはり、夜遅くなられる、帰りも遅くなられる、共働きも多くなってきていますので、そのようなお子さんをお預かりいただいて、市民の方々の生活の一助になるようにと目指していただいております。また、児童館等々でもさせていただいております。こちらで子どもさんをお預かりして、社会的な貧困を大人としてみんなで救おうよという思いで市としてもやらせていただいております。

まだまだやるべきことは多いと思いますが、そちらの方、市全体といたしまして、これからも真摯に耳を傾けながら、実行していかねばならないと考えています。

又、ヤングケアラーについてですが、こちらも新たな社会形態の中で生じてきている社会問題ではないかと考えております。若い子どもさんが、家の方のケアをされているという実態、このような方、本当に市として何らかの手立てを当然していくということになろうかと思っています。

このような問題に関しても、当然新たな社会問題として、発出している問題にも我々は注目させていただきながら何らかの手立てを講じていきたいと思っています。

(会長)

ありがとうございました。この文章の中にヤングケアラーという用語が入っているんですけど。

なかったらこの機会に。

(人権政策課長補佐)

入っておりません。

(会長)

今、大変重要なお指摘をいただきました。ヤングケアラーはかなり注目を集めていて、社会問題になっています。どこかに文言を入れてもらえると、そのことについても檀原市においては意識して取り組みますよというメッセージになるのかと思っています。

(委員)

先ほどのこども食堂との連携のことなのですが、今、こども食堂について専門的に受け付けてくれる窓口というものが、担当課が決まっていないと聞いています。

県の社会福祉協議会の中でこども食堂のネットワークみたいなのが作られていて、おそらくそこが一番の窓口になっているように思うんですが、市としてどのような形でどのような部署が連携していくのかというようなことが、当事者のこども食堂の方の声を聞いても、「市がどれくらい本気で自分たちに向き合ってくれているのか分からない」というようにお聞きしています。

全庁的な取組の中で、というのはもちろんしていただきたいと思うのですが、反対に言えば担当部署が決まっていないというところにも通じてくるかと思えます。

しっかりと何をどう連携していくのかを明確に示していただくことが活動していく団体さんの力にもなります。より市民にメッセージ性を持って市が取り組んでいることを伝えることにつながることに思えます。その点を今後課題にさせていただいて、しっかりと取り組んでいただきたいと思っています。よろしくお願ひします。要望です。

(会長)

ご要望ということで、担当部署が分からないという事でした。その点を検討してくれればありがたいかなという要望でした。ありがとうございました。その他ございませんか。

(委員)

会議の冒頭に部落差別の問題について条例化しましたということで丁寧な御礼をいただきました。ありがとうございました。

私の申し上げたいのは、差別の問題は部落だけではない、私ら障がい者も含めて、やはり外国人の問題、子ども、高齢者・・・すべての差別に関してということで条例化してもらえないか。この部落差別解消推進条例というのは突破口になります。本当にいいことをやってくれました。御礼申し上げます。

これに続いてここに何項目か上がってきたのがあると思いますが、それも含めて全ての差別に関しての条例というのをつくって欲しい。しかも、たぶん部落差別解消に関しても罰則規定はないと思いますが、今度、条例を作るにあたっては、やはり罰則規定を作ってもらいたい。言わばなし、言う

たら得だと、いじめたら得だというような考え方はおかしい。

だから、全ての人権差別ということで、議会へもう一度差し替えて申し述べて欲しいと思います。どうぞよろしく願います。

(会長)

今、委員からご要望ありましたが、関連して他の委員からありますか。

(委員)

今、市の方へ条例が出来たということで説明がありました。ところが、来年度以降、市の予算が20%削減されるということを聞いています。活動を進める中で予算の方でだんだん活動が制限される、ということを少し心配しています。

せっかく檀原市で、市長も言われていましたように一番目に条例ができ、これから出発する、市長も人権というのは、人間の生活の中心になるものであり、これからしっかり実践していくと、そういうふうにご挨拶をいただいたわけです。

これからお金が削減されていく厳しい状況の中で、市として人権教育及び人権施策をどのような方向で、又はお考えで進めていこうと思われているのか。予算が削減される中で、具体的に決められた範囲しかできないと思いますが、どのように進めていかれるというお考えか、具体的な方向性ができておられるようなら聞かせてください。よろしく願います。

(会長)

ありがとうございました。それに関連して、本日欠席の委員からの意見を紹介させていただきまして、お答えしていただければありがたいと思います。よろしく願います。事務局の方で紹介をお願いします。

(事務局)

委員より本日欠席されるということで、お手紙を預かっています。代読させていただきます。

「第1回の人権審議会に参加できませんので、文書で私の意見を述べたいと思います。

檀原市は「部落差別の解消の推進に関する条例」を令和3年3月31日付けて公布施行しました。

そこでは、(基本理念)として、第3条に、「部落差別の解消に関する施策は、全ての人々が基本的人権を享有し、かけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消し、全ての人々がともに生きる社会を実現することを旨として、行わなければならない。」とし、(市の責務)としては、第4条に、「市は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国、県及び関係機関との適切な役割分担を踏まえて連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。」と明記しています。

このような市の責務を檀原市として、これからどのように実施していくのか、これを検討し檀原市に対して進言するのが本人権審議会の重要な役割の一つであると私は考えます。

今日のところは、とりあえず私は、檀原市に対して質問したいと思います。

質問。檀原市は、市の責務である「部落差別の解消に関する施策を講ずる」ために、どのような財政・人的措置等広範な観点からの検討をしているのか、具体的に言えば、少しでも来年度予算措置に反映するように努力するつもりがあるのか、また関係者との緊密な協議を実施していくつもりがあるのか、この点についてお答えいただきたいと考えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上が私の意見です。本審議会においてご検討いただきたくお願い申し上げます。」

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。結局3名の方から今の条例についての質問が出たということになります。事務局の方で答えてくれますか。

(人権政策課長)

ただ今の質問についてご回答させていただきます。

先程から言っていたように、今年の3月31日に「檀原市部落差別解消推進に関する条例」を作らせていただきました。この条例の作成につきましては、本当に人権審議会の委員の皆様、また、市議会の皆様のご高配を得て作らせていただいたというところで、皆さまの力を得て作らせていただいたということで私たちも感謝しているところでございます。

ところで、質問していただいた部落差別に特化した条例ということで、作らせていただいたところですけれども、他の差別事象も当然あるじゃないかということでご質問いただいております。

おっしゃっている通りだと思っております。そこで、私ども檀原市ですが、平成31年に「檀原市人権施策に関する基本計画」が、檀原市の人権施策における根拠になっています。こちらの基本計画の中には、16の差別事象についてどのように解消していくかということで我々計画を立てて、その1年1年の積み重ねといたしまして、各課の実績を今日の資料としてあげさせていただいているというかたちになっています。

そして檀原市の方ですが、平成8年になりますが、「檀原市人権擁護に関する条例」ということで、檀原市全体における基本的人権の尊重に関すること、また、人権意識の高揚についてというところで、条例を制定させていただいております。

そして他の条例等でもし必要でございましたら、また要望書等いただきましたら、我々検討させていただきます。また人権審議会にもお諮りをして、色々審議いただけたらと思っております。

2点目のご質問ですが、今回作りました条例に関して罰則がないのではという事で、ご質問いただいております。条例を作らせていただきました基になりますのが、国の方で作られています「部落差別解消推進法」で、この法律を基に県でも条例を制定されています。

また、私どももこの上位法に則りまして条例を制定させていただいております。この条例の趣旨といたしましては、やはり人の心に訴えていくものと第一に考えております。ですので我々としまして、まず市民の皆さまの心に訴える条例という形で策定させていただいたところでございます。

財政についてご質問いただきましたので、回答させていただきます。確かに檀原市では、現在、財政危機宣言を派出させていただいております。その中で当然私どもと致しましても、人権に関する事業

の方を進めさせていただいてまして、私ども人権政策課ですが、3本の柱と致しまして本年度来、事業を進めておるところであります。

1本目が啓発の事業というところになります。2本目が相談事業です。そして3本目が支援の事業の方を進めております。

啓発の部分に関しましては、先ほども申しましたようにコロナ禍でなかなか啓発が難しい状況にあります。やはり啓発は人の心に訴えていくものという事で、継続的に行う必要があると思っています。それは来年度につきましても同じだと考えております。

それと相談の業務につきましては、こちらもコロナ禍という事で、平時とは違う形になっておりますが、全国的にコロナ差別、ワクチン差別事象も少し前まで報道等でされているところでもあります。第6波を迎える前も、万が一の発生に備えた対策と致しまして、私ども、相談体制の充実のというところで、万が一檀原市で悲しい事象が起こった時にすぐに対応できるように相談体制の充実を図っているところでもあります。

3つ目の支援の事業ですが、9月の定例市議会において議決いただいた案件ですが、少し前まで生理の貧困というところで社会問題化している問題にも着手させていただいた経過がございます。限られた予算ではありますが、今後においても創意工夫をし、着実に実施して参りたいと考えております。

最後の1点ですが、来年度予算になります。未確定の青写真の希望だということで考えていただきたいのですが、来年度、第49回奈良県・人権部落解放研究集会、通称「県研」というものになります。県内の多くの有識者の方が集まさせていただきます。また、県内の多くの方が参加される人権に関する会議の方ですね、檀原市で開かせていただいたらと考えております。もしこの会議の方が決まりましたら、当然のことながら、作らせていただいた条例、檀原市の人権の在り方についても広く市民、また県民の皆様が発信できるのではと思っています。限られた予算の中ですが、我々の鋭意努力いたしたいのでご理解のほどよろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

いただいたご質問についてはご回答いただけたかなというふうに思っているところです。大変強い要望のあることも確認できましたので、議事録に載せていただき要望のあったことは記録していきたいと思っています。

(委員)

同じ重要課題の部落差別問題のところでも1点要望があります。今回条例が制定されたという事で、冒頭から色々ご発言がございました。「はじめに」のところには条例のことが記載されているんですが、重要課題のところでは、条例の記載がありませんので、せっかく条例が制定されたという事であれば条例に則って基本理念とか市の責務などそれに基づいた計画の具現化というところも意識した記載にした方がいいのかなと思われましたのでご意見させていただきます。

(会長)

委員のご提案、せっかく条例が作られているわけですから、重要課題の中にも条例の制定の事や、

それをどう活用していくかについて、記述があった方がいいのではないかという事で、なるほどなと思いました。事務局の方、どんなふうに受け止めていただけたんですか。

(人権政策課長補佐)

確かに条例について記述しているところが抜けておりました。こちらの方、どのような文章を入れさせていただければいいのか事務局の方で検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

(会長)

今ご質問いただいた皆さん、ここでの議論が生きて文章の中に入れていただいたら有難いかなと思います。ありがとうございます。それでは次の質問に移ります。

(委員)

先程ヤングケアラーの話が出たんですが、これは社会的な問題も含んでいるんですが、まずこのことが、今どんな問題なのか、まず知らせるべきかなと思いました。というのは、他の障がい者、高齢者、外国人など色々項目をあげてもらっています。そこに皆必ず関わってくる内容かなと思いますので、その辺はしっかりと示してほしいなと思いました。

実際に事例とか具体的な内容を載せられるならそういう形をしっかりとさせていただきたいなと、横文字ばかりでしょ。そこに逃げている感覚を私は感じるんですね。しっかりとその内容を示していただけたらなと思いました。

違う内容を質問していいですか。

(会長)

どうぞ

(委員)

9ページの高齢者の部分なんですけど、相談窓口で「街の介護相談室」を配置したという事が明記されているんですが、どんなことをされたのかなとこの資料もらった時に見させてもらったら、後ろに説明が載っていたので。それはこの時に質問したらいいのですか。

(会長)

後ろはまたあとで。何ページになりますか。

(委員)

57ページ高齢者の虐待防止の件とか、それに対して関わっているの、また後で発言します。

11ページの外国人に対してなんですけど、今回ほぼ変わっていないとおっしゃっていたんですね。私はずっとこの人権審議会に関わるようになってから外国人に対する表示の仕方がどんどん変わってきたなと実感しています。最初は、「かわいそう」、「大変」、檀原市・日本という国が外国人に対し

て大変な歴史を持ってきたという内容から、かわいそうという意識のところ、本当に「大変」というところがたくさんあった。まだその匂いはすごく残っているんですが、ただこの文面を見た時に、すごく同和教育がしっかりとなされる中で人権という言葉になってきました。その中に外国人が含まれるようになってきた。外国人が見えるようになってきたら、これは教育の問題という事で指針が出されました。檀原市は県内でも早くに出されました。その中でしっかりと謳われた内容が、その正しい歴史をしっかりと学ぶこと、外国人の問題から見える日本人の意識を変えること、という2本柱があったと思うんです。ところが、この文面を読んでいくとまだかわいそうという意識がものすごく出てくるんです。

ニューカマーとオールドカマーの問題性の違いもあるんですが、文章でちょっと変えてほしい個所が何カ所かあります。これは今、検討するのか、時間的なこともあるので、個別にちょっとお話できたらと思っています。どういうことかというとなんですが、「今年3月の時点で1,111名の外国人市民」となっているんですが、「外国籍市民」になります。それで36カ国の人々が今いるというところの表示をもっとしてよいかと思います。その後の文面で、ルーツを持つ人たちも生活している、もっとしっかり事実を書かなあかんかなと思いました。

外国人の段の4行目ですが、「インターネットやSNSなど様々なところで確認することができます」、この言葉がすごく引っかかったんですね。「確認されています」でいいのではと思います。市の側から見たので「確認してね」と言われているような、外国人からだったら、この言葉の使い方がちょっと違うなという事が多々あります。検討していただきたい。

(会長)

今3点ご指摘いただきました。2点目は後半の方ということで。1点目はヤングケアラーについて、実態をもう少し把握して統計等に記載すべきではないかというお話がありました。後の方にヤングケアラーについて統計的に把握されている数字があれば載せていくのが一つと思います。委員がおっしゃったように事例をよく知ること、それが一体なんであるかを多くの人が知るというのも報告書の一つの役割りではないかというご提議だったかなと思います。なるほどなあと思いました。それと3つ目が外国に関しての記載について様々な文言についてという事でしたが、それは今日ここで色々その他の部分もそうですけど、ここですべて完成するというのも難しいところがありまして、時間も限られていますので、ご意見いただけなかった部分については、後程いただくという形を取りたいと思います。文言については事務局と委員とやり取りしていただいて、私の方も確認させていただいて、最後にこれでよしという形にもっていきたいと思います。委員それでよろしいですか。

(委員)

はい、最後に皆様にご意見を聞いたら。12ページの外国人の部分の一番最後の2行なんですが、私もここを読んだときに、さらっとまず読んだんですが、これはいつもと変わらないなという思いなので、私自身が文章化するとしたら、「これからも、多様な文化・個性を有した外国にルーツを持つ市民が安心して日常生活を送ることができる社会を構築し、檀原市が多文化共生社会の創造者となることを目指します」というふうな、外国人の問題ですけど、日本人の問題であるという、そこを一生懸命やってきた檀原市であるという事を私自身自負しているのでもそういう一文が入っても本当に妥当

ではないかと思いました。

(会長)

委員が皆さんのご意見をいただきたいとのことです。

(委員)

今、その外国籍のことについてお話を聞いていたんですけども、「個性を有した外国にルーツを持つ市民が安心して日常生活を送ることができるような」とここに書いてあるんですが、「安心して」で、今、檀原市に住んでいる外国籍の方はどのように思っているんでしょうか。安心して日常生活を送るといことは・・・。

(委員)

送れていないということです。裏返して言えば。

(委員)

送れてないんですか。全然知りませんでした。

どういうふうを送れていないのか、もっと詳しく教えてもらわないと、我々では分からないと思うんです。こういう書き方だけでは。

(委員)

これは、後半の部分になってくると思います。こういう問題があるから、こういう取り組みをしているというのが後ろにあるから。後ろの中の提示の仕方を見れば、問題がわかると思います。

(会長)

先程のヤングケアラーについてもそうですが、何が起きているのか、どういう状況なのかということが理解できるようなかたちでない。

委員のご提案に戻りますが、いかがでしょうか。文言として、かなり明確な形になるかなと思います。檀原市としての立場がここでしっかりと書かれると、檀原市の文章ですから、それでいいのではないかと思います。よく考えられているので、すぐにご意見出にくいでしょうが、今、考えられていて、後で意見がでてくるかもしれません。その時は事務局にご意見いただいて、それも含めて先ほどの2番目に街の介護相談も含めてですね、文言いろいろ考えていきたいと思います。

最初のヤングケアラーについてですけど、これどうなんでしょうか。実態をもう少し何かわかるような形での記載が、先ほど文言としてなかったとの話を伺ったので、そこに記載すると、この文章を読んだ方が学ぶことができるのかなと思います。事務局どうでしょうか。そのような要望があったと私、受け止めています、それでよろしいでしょうか。

(事務局)

ヤングケアラーについて、現状、事務局では把握をしていません。おそらく教育委員会とか、他の

部署と調整して、ということになると思います。実際にまず実態を把握した上で、どの様に記載をしていくか考えていきたいと思っています。

(会長)

横文字が多いというご指摘がありました。これはちょっと違う言葉にするとさらに難しいことになろうかと思うので、そこは理解していただくことになろうかと思っています。

(委員)

言葉で説明はまたしてもらったらと思いますし、定義を述べるということではないんですが、学校の方の状態、現状ですね、例えば食事の用意を毎日しているとか、そのために今日は学校を休まないといけないんだという理由を言っていると、それは例えば洗濯物を入れるからとか、いろんなことをやってるんですが、「そんなんやったらお手伝い、うちもやらせてるよ、同じじゃないか」と言うところもあると思います。

ただ、そのヤングケアラーっていうのはそれを常時仕事としてやっていると。親も子どもも当たり前のようにやっている。そういうような状態で学校を休んでいると、単なるそのお手伝いで、今日は食事当番やでっていうのではなくて、そのような形でやってる部分ですので、先ほど委員がどの部分でっていうことであれば、やはり虐待の方に関わってるのではないかな、ネグレクトとかそういった部分で関わってくるのかなっていうようには私は思います。なので、学校の場合は児童相談所や子育て支援課と、そのあたりと相談をしたりしています。現状だけちょっと、ヤングケアラーのことでお伝えさせていただきました。

(会長)

ありがとうございます。今のご発言も参考にして、この文章の中に盛り込んでいけばいいのかなと思います。

ちょっと後半の部分の審議もございますので、前半でご意見あるところは、後半のところで出していただければよいかと思っています。

(委員)

インターネット等による人権侵害のところなんですけども、これ後半の具体的な施策のところ、ちょっと僕が見つけられてないのかわからないんですけども、事業が出てないんです。これについての活動がね、どうなっているかちょっと概要の中のところでちょっとご説明お願いいたします。

(人権政策課長補佐)

確かにこちら、後半の個別事業の方では、特定の事業ということでは記載はしていません。13ページ、インターネットによる人権侵害ところに書いてあるんですけども、市町村で構成する啓発連協という組織で、インターネットステーションという事業をやっていただいております。

こちらへは市からも参加しております。差別事象があるようなホームページ、SNS、そういったものを調査しております。実際、昨年と今年、1件ずつ、県内市町村の特定の地域を誹謗中傷する

ようなものがありましたので、法務局に削除要請をしているという現状です。

(委員)

活動されてるということで、ありがとうございます。

実際、昨年11月に東京の町田市の方で、小学生が学校のパソコンの方に書き込みされて、亡くなった、自殺したという悲しいことがございました。全体的にはインターネットの書き込みが一つのきっかけだったかもわかりません。

やはり、教育委員会とも連携をとりながら、子ども達が特にスマホとかたくさん使っておりますので、そこらへんも目を光らせていただいて、連携取っていただいて、子ども達の人権を守っていくようによろしく願いいたします。

(会長)

それでは後半の説明をお願いいたします。

(事務局)

【事務局より16ページ以降について説明】

(会長)

それでは後半の部分での、皆様の質疑を伺いたいと思います。その前に、委員の質問が途中になってしまったので、そののところをお願いします。

(委員)

9ページの高齢者のところで、「街の介護相談室」を配置しましたと。先程説明もあったかと思うんですが、93ページの資料を見たら、高齢者の虐待が「20件」と出ていました。話せる範囲でいいのですが、どういう事例があるのかお聞かせいただきたい。というのは、やっぱり橿原市の市民の中で、徐々に徐々に増えている方向性のもので、どんな問題が、現実に起こっているのかというのが知りたいです。

(会長)

これに関して、他の委員の方なにかご意見はありますか。それでは、事務局の方よろしく願いいたします。

(地域包括支援課長)

まずは、「街の介護相談室」についてという質問であったかと思えます。橿原市では高齢期を迎えられても、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくことができる、そういう環境を整えていくという目的で地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

その中で、街の介護相談室の位置づけとしましては、まず市の地域包括支援課、地域の社会福祉協議会にごございます地域包括支援センター、そして地域包括支援センターのブランチであります16校

区に一つずつ、地域の裾野で、いろんな高齢者の方のご相談をお伺いしたり、地域の課題を解決するために、力を合わせて取り組んでいただいている、16の街の介護相談室がございます。この市と地域包括支援センターと、それから街の介護相談室の3層で協力しあいながらこの事業に取り組んでいるところでございます。

今の93ページの高齢者虐待の件数、令和2年度の20件のところのご質問でございますね。これにつきましては、先程申し上げました地域包括支援センターの中にですね、認知症の支援推進員というのがございます。そしてそのセンターと市との間で、いろいろとご相談をお聞きした件数が、実人数で20件であったということです。

事例なんですけれども、具体的な内容を申し上げることがなかなか難しいんですけども、これまであがってきたケースの中では、養護者からの虐待というのが多かったのではないかと思います。

虐待のケースも、身体的虐待だったりとか、経済的虐待であったりとか、様々なかたちであらわれてきます。そのようなケースが上がってきたときに、先程申し上げましたチームで協力し合いながら検討して、解決に向けて対応にあたっているということです。

そして最後に、檀原市権利擁護支援地域連携ネットワーク会議というのがあります。これまで、地域包括支援課と障がい福祉課が別々に、個別にそういう虐待ケースを検討する会を持っていたのですが、令和3年度から連携しあいながら、一本でやっていくということで新たに檀原市権利擁護支援地域連携ネットワークというのを作りまして、市と関係する様々な団体さんと一緒になって検討する会議をもっています。

(委員)

では、一本化されたことは、どこで市民に知らせるんですか。何か知らせた内容はあるんでしょうか。私、全然知らなくて。

やっぱり高齢者は増えていくし、しかも一人住まいも増えていくし、パーセントでいったら、30%すぐに超えるじゃないですか。どこに相談、どういうふう檀原市がなっているのか、知らせる。今まで別々にあったのが、一つになるとうことでそれぞれメリットとデメリットがあると思うので。檀原市としてこういうことをするようになったということは、どこに、一般的に檀原市の市民は広報しか知らないのが多いじゃないですか。ネットで見ればよいと言われるが、高齢者は見れません。ほとんど。だから、一番の手段は介護してくれている人に知らせるとかあると思います。その辺を教えてください。

(地域包括支援課長)

市民の皆さんにとって広報に載せるっていうことが今のところ周知の一番の方法だと思います。

広報以外でも何か方法はないのか検討させていただいて、街の介護相談室の方からも啓発活動に回っていただいておりますので、そういったところからも、皆さんに情報提供させていただくように進めていきたいと思っております。

(会長)

さまざまな行政サービスがある訳ですが、ニーズがあるところに届けられるのかといった話だと思

います。これもとても重要な問題、観点かなと思います。そういう要望があったということを確認しておきたいかなというふうに思います。たぶんその他の施策についてもそうなんじゃないかなと思います。

(委員)

せっかくこういう場をいただきましたので少し学校現場のお話をさせていただけたらと思います。コロナ禍での子ども達への影響って大きなものがあります。よく言われるものであれば、教育活動、学校行事が制限されている。例えば広島へ出る修学旅行がなかなか行けなかったり、それから、部活動が制限されたり。そういう状況が子ども達にとっては、目に見える部分と、それから心的な部分で出てきて、それが不登校や精神的な心労になるっていう部分もやっぱりたくさんあるんですね。

そんな中で、先ほどちょっとお話ししてもらいたいなと思ったんですけど、学校教育の中で、いじめ、不登校の指導員を配置、心理相談員を配置っていうことがここに書かれているのですが、本当にありがたい制度です。ちょうど後ろの方にも64ページ、65ページ、スクールカウンセリング事業、いじめ不登校対策事業ということで、従来していただいている部分もあるんですけども、令和2年度からは学習支援員っていう新しい制度が導入されて、授業に入っていたく学習支援員の方が来ていただいています。

ちょっと学校に来にくい子どもを家まで呼びに行っていたり、放課後の学習支援に当たっていただいたりしています。それから心理相談員っていう方に関しては、相談にのっていただいたり、話を聞いてもらったりということがすごくやりやすくなっていて、本当に学校としてはありがたい制度になっています。

そんな中で、64ページ、65ページに関しても、(成果)A、(2022年度改善を含めた方向性)B、と書かれているんですけど、僕としましてはAを二つ付けていただいてもいいかなと思うぐらいありがたい制度です。

先ほど9ページですかね、社会的包摂の部分で、子どもの居場所ということでお話をさせていただいて、社会として子ども達の居場所を支えるというのはとても大切なことだと思います。それプラス、学校現場の中でも、居場所がないという子どももたくさんいるので、学習相談員、心理相談員という立場での、学校でのニーズというのはたくさんある。

なかなか財政というところでは、人件費というものがたくさんかかるというのは重々承知をしているのですが、しばらくこのコロナ禍も続くと予想されますので、子ども達の為にそういう制度を引き続きお願いしたいと思っています。

(会長)

ありがとうございます。ご要望、今までの感謝といったですね、そういう話だったかと思います。財政の問題があっただけで、いろいろやっぱり工夫してやっていく必要があるということなのかもしれません。そういったことも含めたご要望だったと思います。まだご発言いただけない方からご発言あれば。

(委員)

教育長がおられるんで、ちょっと檀原市の状況をお聞きしたいんですが。昨日、私は奈良の方で会議がありましたんで行ったけれど、修学旅行とかで奈良市に来ておられたんですが、檀原市ほとんど修学旅行は終わったわけですか。

(会長)

教育現場に対するコロナの影響というお話ですかね。

(委員)

そういうものの中で一応感染がちょっと落ち着きましたんで、奈良市の方でも、相当多くの方が来ておられた。檀原市の現状、子どもがとても楽しみにしておると思うんです。だから、檀原市の場合も行けたらいいんですが、コロナ禍の中で、子どもに我慢をさせているのかなと思ったりします。

特にコロナ禍の中での不登校が、全国的にですよ、檀原市では聞いていないのでどうかわかりませんが、ものすごく増えていると聞いています。その中で不登校が増えているだけならいいんですが、子どもが自殺されていると。この前も新聞にも載っていたんですが、檀原市の場合はそうでなかったらいいんですけども。

とりあえず第一に、子どもは修学旅行を楽しみにしているので、どのようなお考えで子どもに接しておられるのか、お聞きしたいと思います。

(教育長)

学校行事につきましては、学校長等には「やっていく」と、今まで通りはないんですけども、「コロナ対策を十分行いながら実施する方向で検討してほしい」という旨をずっと伝えているところです。

そんな中で、修学旅行ですけども、現在のところ中学校の方は終わりました。ただ、小学校は、一部これから行くというところがございますけれども、全ての小中学校、行き先は今までの修学旅行の場所ではございません。特に小学校は広島へ行っていただけですけども、今年は近隣のということで、例えば舞鶴であったりとか、伊勢であったりとか、白浜へという方面に代わっているというところがございます。

そんな中で、それ以外にも色々な行事がありますが、体育大会、運動会、音楽会とか、各学校で工夫しながらそれも実施していただいているという状況です。

(会長)

あと不登校と子どもさんの自死についての話もあったかと思えます。把握していることはありますか。

(教育長)

不登校につきまして、中学校がちょっと多いという状況でございます。

確かにコロナの感染を危惧して、子ども達が休むというケースが二学期当初結構ありました。その中で学校へ行っていないということが引き金で、不登校になるというふうなケースもございます。また、逆にですね、今年じゃないけど昨年度は、一斉休校であったりとかありましたけれども、そういっ

た休校があった時に、今まで不登校であった子どもさんが何人も登校できるようになったというケースもありました。

ですから、一斉に、今年に入ってからコロナ禍で休校というふうなことは実施しておりませんので、影響はコロナが心配でといったもののみかなと思います。ですけども、9月当初はだいぶコロナの感染者が多かったわけですが、最近は落ち着いているので登校しているといったことです。

(会長)

子どもさんの自死についてはいかがですか。

(教育長)

橿原市につきましては、自死はありません。平成25年にありましたけれど、それ以降はございません。

(委員)

それは安心しました。

(会長)

では、その他の審議をしたいと思います。ご発言されていない方、いかがですか。

(委員)

私は産婦人科医ですので、女性には元気でいてほしいと思って今日の話聞いております。コロナ禍で女性に様々な意味で負荷がかかってしんどくなっているということを言われています。市長からも、その関連で、DVが増えているという話もありました。

それに関連しまして、43ページを見せていただいていると、男女共同参画広場で相談日を設けていて、指導員さんという方が対応してくださっているとのこと。これは非常に心強いものだなと思っています。

件数をあげていただいておりますが、増加はあったのでしょうか。もちろん、増えた減っただけで現実を把握するのは難しいかもしれませんが、教えていただければと思います。

よく見ますと予算が「0」と書いてあるのは、つまり指導員さんは市の職員さんが担当されているのかなと思いました。DV関連など、重たい相談を受け入れてくださっている窓口だと思います。専門の職種の方が担当されているのかなと思ったのと、もしお一人だったら、結構一つ一つ重いケースがあって、職員の方のメンタルケアも必要なのかなと思いました。そのあたり、教えていただけたらと思いました。

適切な関連機関と上手につなげた、とありますが、連携の状態はどうですか。相談を聞いてももちろんそこで終わるものもあるでしょうけれど、次のステップにつないでおられるのは頼もしく、素晴らしいなと思いました。実際どんな感じなのか教えていただけたらと思います。

(人権政策課長)

女性による女性相談というところで、ご質問いただいております。件数なんですけど、まず申し上げたいと思います。平成29年ですけれどもトータルで260件ありました。そして平成30年度のトータルが240件、そして令和元年度、平成31年度になりますけど相談年度が163件、令和2年度が164件、それと令和3年度、今年度の10月末までで68件という件数をいただいております。

それとこの業務なんですけれども、平時ですと、毎週の水曜日、対面と電話でこの女性相談を行わせていただいております。

ただ先程申しましたように、このコロナ禍ということもありますので、こちらの方、相談業務ですけども、電話、また、対面で毎日させていただいております。コロナ禍における体制を整えさせていただいているところであります。

職員の方ですが、会計年度任用職員4人の方で輪番にて行わせていただいております。こちらの方の相談体制につきましては、先ほど申しましたように、やはりコロナ禍の中ということもありますので、我々としても重きを置いて続けていきたいと思っております。

(会長)

ありがとうございます。委員、よろしいですかね。

ご発言のない方がいいかですか。せっかくご出席いただいていると思いますけど。他の方、制限するわけではないんですが、どうですか、じゃあ、2回目、3回目も結構です。どうでしょうか。

今3名の方、手をあげていらっしゃるんですけど、この3名の方のお話を順番に聞いて、もうそろそろ時間ですので、これで時間がいっぱいになってしまうかなというふうに思います。

そうしましたら、簡潔によろしくお願いいたします。

(委員)

すみません、手短かに。2点だけ。

LGBTQのことなんですけれども、現在のところ計画でのみしか主な活動、書かれてませんが、今後の展開として、子どもに対してどのようにしていかれるのか、大変気になっております。

特に小中学校の制服についてなんですけれども、檀原市は小学校から制服がありますし、女子はスカート、男子はショートパンツといった取り決めになっているかと思えます。そういった場合に、LGBTQの子どもたちへの配慮がどのように現在されているのかということと、今後、学校の統廃合の中での制服を検討される際に、LGBTQに対しての配慮をきちんとその検討材料の中に入れていただけるのかということ、あとは校舎についてはトイレへの配慮ですとか、そういったことも必要となってくると思えます。

現在のところ、女性のスカートについてですけれども、これは例えばLGBTQの子どもでなくても、女子生徒のスタートって結構面倒くさいところがありまして、掃除の時には体操用のハーフパンツに着替えなければならないとか、面倒くさいので普段から、ハーフパンツを中に履いている子どもがすごく多いんですね。あの女性っていうのは、多少面倒くさい事があっても、そういうふうに装わなければならないんだという刷り込みを小さいころから植え付けることにも繋がってきますし、私としてはそういったことも今後考えていかなければならないのではないかと考えているので、それについて一点お聞きしたいです。

あとは公園について書かれているんですが、公園についてはバリアフリーということでトイレですとか、あとスロープなどで配慮されている事例が書かれています。インクルーシブっていう考え方が今後出てきて、ちょっと横文字になってしまって申し訳ないんですけども、あらゆる人が孤立したり、排除されないようにする仕組み、そういったものを公園にどう取り入れていくか、取り入れられた公園の例が全国的に見受けられます。

今、檀原市の中で、公園に民間の活力を入れていこうという動きが盛んになってきています、例えばあの公共の公園の中に売店ができたりですとか、少し費用を使ってもいいような遊びの施設が作られるような、そういった構想も徐々にこれから可能性として出てきているかと思うんですけども、やはりお金がないと行けないといったような公園では困りますし、例えば背もたれがあるような体幹が弱い子ども楽しめるようなブランコ、そういったものも檀原市にはまだ全然ないですよ。外国人に対しては、ひらがなで大きく表示するとかそういったことも含めてインクルーシブの考え方を取り入れた公園もすでに事例としてあります。檀原市の公園として、インクルーシブの考え方というのをきちんと今後の方針の中にも示していただきたいなと思っています。

駆け足になりましたけれども、二点、よろしく願いいたします。

(委員)

22ページの外国人の取り組み中で、国際交流・多文化共生事業、今回はコロナでなかったんですけども、だいたいは一つの課が持つ内容が多いのですけれども。ここは企画政策課、人権政策課、人権教育課、社会教育課というふうに、たくさんの課が関わることで、話を聞くことによって、自分たちの関わるどころ、そしてまた関わらないところも、こういう意見があるということを知ることができる。本当に準備の段階から意味ある内容が出来てきたということが言いたかったのが一つ。

それから、先ほど11ページですけれども、「外国籍市民」としてくださいと言いましたけれど、ここに審議会の委員として議員さんが3名程おられますよね、議員さんをお願いしたいことなんですけれども、私たちは議員さんに一票を投じることはできません。だけど、国際結婚をして配偶者が日本国籍を持っていたら、配偶者の人権を守ってくれる議員は誰かという視点を持つようになると思うので、ぜひ議員さんの中で外国籍の人の視点と、それからダブルである二つの国籍をもつ子ども達のこととか、そういったマインドもしっかりと含まれたことが市の中に反映できるような取り組みしてもらえたらなというふうに思いました。議員さんにも意識をもってもらいたいということです。

それと、12ページなんですけれども、先程、最後の文章で言いました。私自身の心の思いというのは、市民とともに外国人も成長させてくださいということです。その意味が一番私の中では含まれています。檀原市は外国人のためにこんなことやりました、あんなことやりました。でも、外国人どうしているのという視点ではなくて、外国人も外国人の視点で、必ずパワーがありますので、そのパワーが発揮できる、そしてまた、日本人にとってもそのことによっていい相互作用が出来て、本当の檀原市の市民として暮らせる社会を願っている思いをこの最後2行に入れました。ちょっと実は冒険でしたけれど。

(委員)

先ほどの説明の中で、成果の評価の方で、AからCは実行もしくは代替案、Dは中止ということ

なんですけども、25ページ、檀原市企業内人権教育推進協議会、内容を見てみましたら、研修会中止、総会中止、視察中止となって、最後の啓発冊子、セミナーチラシ啓発物品の配布なんですけども、予算額見たところ、491,000円ついてるんですけど、決算も491,000円なんです。このところがどうなっているかちょっと説明をお願いします。

(会長)

3名の方からご質問、ご要望いただきました。まず、委員のほうからLGBTQ、そして公園のバリアフリーの話が出てきたかと思います。これについて、まず、お願いします。

(学校教育課長)

制服につきましては各学校の方で決めていくということになっておりますので、檀原市といたしましても、LGBTQの観点も含めながら各学校で、そういう意見も含めて検討を進めていきます。特に、白檀につきましては、統合していくという中で、トイレもそうなんですけれども、そういった視点の中で、改修を含め協議をさせてもらえたらなと思っております。

(会長)

はい、ありがとうございます。では公園のインクルーシブルなバリアフリーのこと。

(事務局)

公園の担当部署が今日は出席しておりませんので、代わってお答えさせていただきたいと思えます。私も専門ではございませんので、ご了承いただけたらと思えます。

確かに公園のバリアフリー、インクルーシブルという考え方、これからの未来の子どもたちのためにも、我々のためにも必要な考え方だというように考えております。やはり、誰しものが楽しめる公園という考え方が当然必要というふうに我々職員一同も思っておりますので、公園の担当部署へ話をしていきたいというように思っております。

(会長)

ありがとうございます。委員のご発言ですけど、これも要望がかなりあったかなと思えますが何か事務局の方から反応があればお願いします。22ページの担当課が複数あるこういった形の事業展開だとか、外国籍市民の方の話ですね。

(人権政策課長補佐)

22ページの資料について委員からご説明いただきました。4つの関係する課で担当しているものです。昨年と今年はコロナ禍ということで、話し合いの場を設けておらなかったということがあります。こちら来年度の事業に向けて、改めて懇話会というものなんですけども、再開していきたいなというふうに考えております。このあたり、委員とも協議していきたいというふうに思えます。

(会長)

そうしたら委員のご指摘、25ページについて。

(地域振興課長)

25ページの檀原市企業内人権教育推進協議会におけます決算額の関係になりますが、こちらについては前年度コロナ禍の中で、なかなか事業所の方にお集まりいただいていたのができませんでした。その中で、事業の啓発ということで、啓発物品を作成いたしまして、企業さんに支給させていただきました。

あと会員の方々からの会費等がございますので、そちらの方は翌年度に繰り越しをさせていただいて、金額は予算額と決算額は同額といったことになります。

(会長)

委員、よろしいでしょうか。

(委員)

はい、納得いたしました。

(会長)

すみません、皆さん、ちょっと進行が悪くて時間がすでに過ぎてしまっております。実は多分まだまだご発言いただきたいことがあるんじゃないかなあというふうに想像しています。

せっかくのこういう会議ですので、まだまだご意見のある、ご質問ある方はぜひ事務局の方にお寄せいただきたいと思います。それで最終的にこの報告と計画については私と事務局の方に一任していただいて、修正箇所だとか、訂正だとか含めてご一任いただけるとありがたいのですが、それでお認めいただくことができますでしょうか。

(『はい』の声)

ありがとうございます。そうしましたら、そういったかたちで進めていきたいと思えます。事務局の方、これからもご尽力いただくことになっていきますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは「檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」についての審議はこれにて終了します。その他、なにかございますか。

(事務局)

特にありません。

(会長)

それでは本日の審議、これにて終了とさせていただきます。マイクを事務局にお返しいたします。

(司会)

会長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、長時間に渡る熱心なご審議、また、多くの貴重なご意見ありがとうございました。本日ご審議いただきました会議録につきましては、後日、事務局でまとめまして委員の方全員にお送りいたしますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

この会議録につきましても檀原市ホームページで公開予定をしております。

それでは、本日の人権審議会は、これで閉会といたします。ありがとうございました。